

令和 2 年 2 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和 2 年 2 月 2 5 日)

福 祉 保 健 部

陳情（新規）

健康政策課

健康政策課

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																	
2年ー 2号 (2. 2.12)	福祉保健	SNS相談の相談体制の強化を求める意見書の提出及びとっとりSNS相談事業の利用の拡大・推進について 倉吉市 (個人)	【現 状】 ○ 全国の自死者数は平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り、平成22年以降は9年連続の減少、平成30年は2万840人で昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回った。 ○ 本県の自死者数は平成20年に212人まで増加したものの、その後減少傾向に転じ、令和元年は80人（速報値）となった。また、人口10万人当たりの自死死亡率も全国平均を下回っている。（鳥取県14.3、全国15.8（令和元年速報値）） ○ 平成29年の神奈川県座間市での事件を受け、厚生労働省では平成30年3月に自死防止を目的に、若者のコミュニケーションツールとなっているSNSを活用した相談事業を開始した。（令和元年度は8団体に補助し、LINE、Twitter、チャット等による相談事業を実施。） ○ 本県においても、平成30年4月に鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」を策定し、学校現場や若年者を対象にSNSを活用した相談体制の構築について推進することとしている。 【県の取組状況】 ○ 平成30年度に試行的にLINE及びTwitterを活用した“若年者オンラインカウンセリング実証事業”を実施した。 ＜実証期間＞ 平成30年9月10日～9月30日 ＜相談延件数＞ 125件 ○ 令和元年度からは実証結果を踏まえ一定の成果が見込まれたことから、LINEを活用した“とっとりSNS相談事業”を通年で実施することした。 ＜実施期間＞ 令和元年6月3日～（毎週月曜日及び新学期開始前後の期間） ＜対応時間＞ 午後5時30分～9時30分 ＜相談延件数＞ ※2月は2/13現在 <table><tr><th>区分</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>計</th></tr><tr><td>相談日数</td><td>4日</td><td>5日</td><td>10日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>4日</td><td>4日</td><td>7日</td><td>2日</td><td>45日</td></tr><tr><td>相談延件数</td><td>5件</td><td>4件</td><td>12件</td><td>2件</td><td>0件</td><td>8件</td><td>10件</td><td>16件</td><td>18件</td><td>75件</td></tr></table> ○ 年度前半は相談件数が伸び悩んだものの、各種広報の充実により相談件数は増加傾向にある。 ※県内の大学、短大、専門学校、高等学校へのチラシ配布（高等学校は全生徒に配布）、駅やショッピングモールでの街頭キャンペーン、県政だより、県トリピーツイッター、新聞広告等での広報活動を実施。	区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	相談日数	4日	5日	10日	5日	4日	4日	4日	7日	2日	45日	相談延件数	5件	4件	12件	2件	0件	8件	10件	16件	18件	75件
区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計																										
相談日数	4日	5日	10日	5日	4日	4日	4日	7日	2日	45日																										
相談延件数	5件	4件	12件	2件	0件	8件	10件	16件	18件	75件																										

【陳情の要旨】

鳥取県議会から厚生労働省など国に対し、SNS相談の相談体制の強化を求める旨の意見書を提出すること。

鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、とっとりSNS相談事業について、学校現場などでのさらなる広報など、利用の拡大・推進を求めること。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から厚生労働省など国に対し、SNS相談の相談体制の強化を求める旨の意見書を提出すること。

鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、とっとりSNS相談事業について、学校現場などでのさらなる広報など、利用の拡大・推進を求めること。

陳情（新規）

障がい福祉課

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年ー 4号 (2. 2.18)	福祉保健	統合型リゾート施設整備 方針の撤回等を求める意 見書の提出について 倉吉市 (個人)	【現 状】 1 主な経緯 ・平成28年12月 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）の成立 ・平成30年 7月 ギャンブル等依存症対策基本法の成立 ・平成30年 7月 特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）の成立 ・令和 2年 1月 運営事業者を監督するカジノ管理委員会が発足 ・（時期未定） 統合型リゾート施設整備に関する基本方針の策定 （令和元年9月に案が公表されたが、再検討が行われている。） 2 参考：特定複合観光施設（統合型リゾート施設）について カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の 観光の振興に寄与するものと認められる施設が一体となっている施設のことで、民間 事業者が整備するものをいう。 【県の取組状況】 依存症対策の重要な柱の一つとして、従来よりギャンブル等依存症対策に取り組んでおり、令和2年度県当初予算においては、「アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策事業」として、関連施策を充実させるための経費を盛り込んでいる。 1 相談・治療拠点 東・中・西部の各保健所及び県立精神保健福祉センターにおいて相談対応を行っており、これに加え、令和2年度には専門治療を受けられる精神科病院を「ギャンブル等依存症支援拠点機関」として指定する予定。 2 普及啓発 令和元年度に開催されたギャンブル依存症セミナー及びギャンブル依存症家族の会の活動を支援した。また、令和2年2月号県政だよりにギャンブル依存症に関する相談窓口を紹介する記事を掲載するとともに、2月末には県政テレビ番組で特集を放送し、県民への周知を図っている。 3 国への要望活動（国土交通省） 令和2年度の施策に向けた全国知事会による活動の一環として、特定複合観光施設制度の施行に当たっては、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果を客観的に検証しながら最大限の施策を講じるよう、要望を行った。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対して、統合型リゾート施設、とりわけカジノ施設整備方針の撤回及びギャンブル依存症対策（カウンセリングの窓口設置や治療など）の推進を求める意見書を提出すること。

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況								
2 年ー 6 号 (2. 2. 19)	福祉保健	厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について 鳥取県医療労働組合連合会 鳥取県社会保障推進協議会	【現 状】 1 令和1年9月26日に、厚生労働省が再編・統合を要請する424の公立・公的病院を公表した。県内でも4病院が公表され、当該病院だけでなく、県内の医療関係者、県民への不安と混乱を引き起こした。 2 その後、厚生労働省から地方自治体、医療関係者への説明等も行われ、地域医療構想の推進のため、国と地方とでコミュニケーションを図りながら取り組んでいくための「国と地方の協議の場」が設けられ、地域医療構想、医師の偏在対策、医師の働き方改革についての議論が行われている。 (開催状況) 10月4日 総務省が地域医療確保に関する国と地方の協議の場を設置（第1回開催） 11月12日 第2回開催 民間病院も公立・公的病院と同様の情報を提供すること、地域医療構想の推進に向けた新たな支援制度は公立・公的病院、民間病院の別なく支援対象とすること、地域医療充実のため地域病院への財政措置を含む支援策の強化を図ることなどを要望 12月24日 第3回開催 民間病院データの提供、財政支援の具体策について協議 ※3回の協議により下記課題について地方の意見を踏まえた国からの対応策が示された。今後、医師の偏在対策、働き方についての議論を行う予定。 <table><tr><th>地方側の懸念</th><th>国の方向性</th></tr><tr><td>①公立・公的医療機関等のみのデータが公表され、民間病院のデータの扱いが不明であること</td><td>地域医療構想調整会議での議論を活性化するために、公民問わず診療実績データを提供すること</td></tr><tr><td>②再編統合等に伴う財政支援が不明であること</td><td>既存の確保基金の拡充及び新たな財政支援措置（新たなダウンサイジング支援及び地方財政措置）を行う</td></tr><tr><td>③再編統合の議論の期限が設定されていること</td><td>明確な期限延長の方向性は示さなかったが、弾力的な運用を検討する</td></tr></table>	地方側の懸念	国の方向性	①公立・公的医療機関等のみのデータが公表され、民間病院のデータの扱いが不明であること	地域医療構想調整会議での議論を活性化するために、公民問わず診療実績データを提供すること	②再編統合等に伴う財政支援が不明であること	既存の確保基金の拡充及び新たな財政支援措置（新たなダウンサイジング支援及び地方財政措置）を行う	③再編統合の議論の期限が設定されていること	明確な期限延長の方向性は示さなかったが、弾力的な運用を検討する
地方側の懸念	国の方向性										
①公立・公的医療機関等のみのデータが公表され、民間病院のデータの扱いが不明であること	地域医療構想調整会議での議論を活性化するために、公民問わず診療実績データを提供すること										
②再編統合等に伴う財政支援が不明であること	既存の確保基金の拡充及び新たな財政支援措置（新たなダウンサイジング支援及び地方財政措置）を行う										
③再編統合の議論の期限が設定されていること	明確な期限延長の方向性は示さなかったが、弾力的な運用を検討する										

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

地域医療構想を踏まえた具体的対応方針について、厚生労働省が行った公立・公的病院424病院に対する「再検証」要請を白紙撤回すること。

いつでも・どこでも、誰もが必要な医療を受けられるよう、地域医療を充実させること。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

地域医療構想を踏まえた具体的対応方針について、厚生労働省が行った公立・公的病院424病院に対する「再検証」要請を白紙撤回すること。

いつでも・どこでも・誰もがが必要な医療を受けられるよう、地域医療を充実させること。

【県の取組状況】

- 1 本県では、知事が全国自治体病院開設者協議会会長として、公表当日に会長名で公表に対する意見書を国に提出した。

(概要)

- ・全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進するのは不適切
- ・今回の分析結果が再編統合の方向性を強要するものでないことなどを十分説明し、各地域で議論を尽くしながら進めていくことが必要

- 2 病院名公表後、知事は全国知事会社会保障常任委員会委員長に就任し、地域医療構想の推進、医師確保、医師の働き方改革等について地方を代表して国と協議を重ねている。

(参考)

10月19日、県議会から衆参議長、内閣総理大臣等あてに「地域医療の堅持に関する意見書」が提出されている。

(概要)

- ・全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合の目安とすることなく地域の実情を踏まえること。
- ・各地域の再検証の結果を尊重し、財政面等の不利益を生じさせないこと。